

自動車税環境性能割 **県税** ・ 軽自動車税環境性能割 **市町村税**

消費税率 10%への引き上げに合わせ、自動車取得税は令和元年 9 月 30 日で廃止され、令和元年 10 月 1 日から、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されました。環境性能割のうち、自動車(普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの)については自動車税環境性能割(県税)、軽自動車については軽自動車税環境性能割(市町村税)となります。(軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収します。)

1 納める方は

自動車を取得した方です。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主を取得者とみなします。

2 納める額は

$$\text{＜税額の計算方法＞} \quad \boxed{\text{自動車の取得価額}} \times \boxed{\text{燃費基準値達成度等に応じて決定される税率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

税率は、自動車の燃費基準値達成度等に応じて、自家用の登録車は 0～3%、営業用の登録車及び軽自動車は 0～2% になり、新車・中古車を問わず対象となります。

環境性能割の税率及び軽減措置の内容は、25 ページから 28 ページのとおりです。

3 申告と納税は

自動車を取得した方が、運輸支局に新規登録などの申請を行う際に、自動車税事務所に申告して納めます。

● 免税点

自動車の取得価額(課税標準額)が 50 万円以下の場合には、環境性能割は課税されません。

● 減 免

身体障害者手帳等を所持する方で一定の要件に該当する場合、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは 33 ページをご覧ください。

また、身体障がい者等の方の利用に供する自動車等で一定の要件に該当する場合についても、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。

● 非課税

国及び地方公共団体の自動車の取得や相続に基づく自動車の取得などの場合は、環境性能割は課税されません。

● 市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の 40.85% 相当額は、県内の市町に交付されます。

● 環境性能割に関するお問い合わせ先

三重県自動車税事務所 電話：059-253-8057

● 自動車の登録手続きに関するお問い合わせ先

中部運輸局三重運輸支局 電話：050-5540-2055

●自動車税環境性能割の税率について

環境への負荷が低減されていない自動車に適用する税率は、自家用が3%、営業用が2%ですが、環境への負荷が低減されている自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

1. 乗用車（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	排出ガス要件	燃費要件	適用税率（新車、中古車）			型式の例
			自家用	営業用	申告書の税率区分	
ガソリン車 （税率区分：上段） L P G車 （税率区分：下段）	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 （★★★★）	令和12年度燃費基準95%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準138%達成）（※）	非課税	非課税	01 08	DAA、DBA RAA、RBA 5AA、5BA 6AA、6BA
		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準130%達成）（※）	1.0%	非課税	02 09	
		令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（※）	1.0%	0.5%	03 10	
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（※）	2.0%	0.5%	04 11	
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準109%達成）（※）	2.0%	1.0%	05 12	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（※）	3.0%	1.0%	06 13	
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	07 14	—
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準 適合 または 平成21年排出ガス基準 適合（クリーン ディーゼル車）	令和12年度燃費基準95%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準138%達成）（※）	非課税	非課税	15	LCA、LDA 3CA、3DA 4CA、4DA 5CA、5DA 6CA、6DA
		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準130%達成）（※）	1.0%	非課税	16	
		令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（※）	1.0%	0.5%	17	
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（※）	2.0%	0.5%	18	
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準109%達成）（※）	2.0%	1.0%	19	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（※）	3.0%	1.0%	20	
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	21	—

※（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

2. 車両総重量3.5t以下のトラック（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	対象	排出ガス要件	燃費要件		適用税率（新車、中古車）			型式の例
					自家用	営業用	申告書の 税率区分	
ガソリン車	2.5t以下	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 （★★★★）	令和4年度燃費基準105%達成 (平成22年度燃費基準+63%達成)（※）		非課税	非課税	22	DAE、DBE DAF、DBF RAE、RBE
			令和4年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+55%達成)（※）		1.0%	0.5%	23	RAF、RBF 5AE、5BE 5AF、5BF
			令和4年度燃費基準95%達成 (平成22年度燃費基準+47%達成)（※）		2.0%	1.0%	24	6AE、6BE 6AF、6BF
		上記以外のもの			3.0%	2.0%	25	—
	2.5t 超 3.5t以下	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 （★★★★）	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税	37	DAF、DBF RAF、RBF
				95%達成	1.0%	0.5%	38	5AF、5BF 6AF、6BF
		平成30年排出ガス基準 25%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 50%低減達成車 （★★★）	令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	39	CAF、CBF 4AF、4BF
				達成	1.0%	0.5%	40	
				95%達成	2.0%	1.0%	41	
ディーゼル車	2.5t 超	平成30年排出ガス基準 適合または 平成21年排出ガス基準 Nox・PM10%低減	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税	42	QCF、QDF 3CF、3DF 4CF、4DF
				95%達成	1.0%	0.5%	43	5CF、5DF 6CF、6DF
	3.5t以下	平成21年排出ガス基準 適合	令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	44	LCF、LDF
				達成	1.0%	0.5%	45	
				95%達成	2.0%	1.0%	46	
上記以外のもの					3.0%	2.0%	47	—

※（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

3. 車両総重量3.5t以下のバス（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	排出ガス要件	燃費要件		適用税率（新車、中古車）			型式の例
				自家用	営業用	申告書の税率区分	
ガソリン車	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 （★★★★）	令和2年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	26	DAE、DBE、DAF DBF、RAE、RBE RAF、RBF、5AE 5BE、5AF、5BF 6AE、6BE、6AF 6BF
			達成	1.0%	0.5%	27	
	平成30年排出ガス基準 25%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 50%低減達成車 （★★★）	令和2年度 燃費基準	110%達成	非課税	非課税	28	CAE、CBE
			105%達成	1.0%	0.5%	29	CAF、CBF
			達成	2.0%	1.0%	30	4AE、4BE 4AF、4BF
	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準 適合 または 平成21年排出ガス基準 Nox・PM10%低減	令和2年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	31
達成				1.0%	0.5%	32	5CE、5DE、5CF、5DF 6CE、6DE、6CF、6DF
平成21年排出ガス基準 適合		令和2年度 燃費基準	110%達成	非課税	非課税	33	LCE、LDE LCF、LDF
			105%達成	1.0%	0.5%	34	
			達成	2.0%	1.0%	35	
上記以外のもの				3.0%	2.0%	36	—

4. 車両総重量3.5t超のバス・トラック（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	排出ガス要件	燃費要件	適用税率（新車、中古車）			型式の例
			自家用	営業用	申告書の税率区分	
ディーゼル車	平成28年排出ガス基準(※1)適合 または 平成21年排出ガス基準(※2) Nox・PM10%低減	令和7年度燃費基準105%達成 (平成27年度燃費基準115%達成)(※3)	非課税	非課税	バス 48	QSG、QTG、TSG
					トラック52	TTG、2SG、2TG
		令和7年度燃費基準達成 (平成27年度燃費基準110%達成)(※3)	1.0%	0.5%	バス 49	QQG、QRG、TQG
					トラック53	TRG、2QG、2RG
		令和7年度燃費基準95%達成 (平成27年度燃費基準105%達成)(※3)	2.0%	1.0%	バス 50	QNG、QPG、TNG
					トラック54	TPG、2NG、2PG
上記以外のもの			3.0%	2.0%	バス 51	—
		トラック55				

※1 車両総重量3.5t超7.5t以下のバス・トラックは、平成30年排出ガス基準
 ※2 車両総重量3.5t超12t以下のバス・トラックは、平成22年排出ガス基準
 ※3（ ）内の平成27年度燃費基準については、JH25モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

5. その他の自動車（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分（排出ガス要件）	適用税率（新車、中古車）			型式の例
	自家用	営業用	申告書の税率区分	
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	56	ZAA、ZAB、ZBA、ZBB
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）または平成21年排出ガス基準（※）Nox・PM10%低減）	非課税	非課税	56	QFA、QFE、TEG、TFG
プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	57	DLA、ALA

※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は、平成22年排出ガス基準

●その他の軽減措置（課税標準額控除）について

バリアフリー対応バス・タクシー、ASV（先進安全自動車）を次に掲げる期間内に取得する場合は、自動車税環境性能割の課税標準額が控除されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示してください。

1. バリアフリー車両（新車に限る）

区分	取得期間	控除額	申告書のコード*
ノンステップバス	令和7年4月1日～令和9年3月31日	1,000万円	01
リフト付きバス（定員30人以上の空港アクセスバス）	令和7年4月1日～令和9年3月31日	800万円	02
リフト付きバス（定員30人以上）	令和7年4月1日～令和9年3月31日	650万円	03
リフト付きバス（定員30人未満）	令和7年4月1日～令和9年3月31日	200万円	04
ユニバーサルデザインタクシー	令和7年4月1日～令和9年3月31日	100万円	05

※1 公共交通移動等円滑化基準など一定の要件に適合する車両に限る
 バスは、一定の要件に該当する乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）及び貸切バス（観光バス等）に限る

2. ASV（先進安全自動車）特例（新車に限る）

区分	搭載装置	取得期間	控除額	申告書のコード*
車両総重量3.5t超のトラック（被けん引車を除く）	衝突被害軽減ブレーキ	令和7年4月1日～令和9年3月31日	175万円	07
バス等	衝突被害軽減ブレーキ	令和7年4月1日～令和9年3月31日	175万円	06

（注）衝突被害軽減ブレーキは、歩行者検知機能付きのもの

●軽自動車税環境性能割

環境への負荷が低減されていない軽自動車に適用する税率は2%ですが、環境への負荷が低減されている軽自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、軽自動車税（環境性能割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示してください。

1. 乗用車（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	排出ガス要件	燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	申告書の税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（※）	非課税	非課税	01
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準109%達成）（※）	1.0%	0.5%	02
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（※）	2.0%	1.0%	03
	上記以外のもの		2.0%	2.0%	04

（注）（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

2. 車両総重量2.5t以下のトラック（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	排出ガス要件	燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	申告書の税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準 50％低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75％低減達成車 （★★★★）	令和4年度燃費基準105％達成 （平成22年度燃費基準＋63％達成）（※）	非課税	非課税	05
		令和4年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準＋55％達成）（※）	1.0％	0.5％	06
		令和4年度燃費基準95％達成 （平成22年度燃費基準＋47％達成）（※）	2.0％	1.0％	07
上記以外のもの			2.0％	2.0％	08

（注）（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

3. その他の軽自動車（取得期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分（排出ガス要件）	適用税率（新車、中古車）		
	自家用	営業用	申告書の税率区分
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	09
天然ガス自動車 （平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox10%低減）	非課税	非課税	09

【お問合せ先：三重県自動車税事務所課税課TEL059-253-8057】